

議案第46号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の2の項の次に次のように加える。

14の3 区長	心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14の4 区長	心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
14の5 区長	心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1に次のように加える。

17 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第2の6の項中

「	身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの	」
を		
「		

	身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する情報（以下「心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する情報（以下「心身障害者タクシー運賃等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する情報（以下「心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「都心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め、同表の 9 の項中

「	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
---	-------------------------

を

「	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 19 の項中

「

身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの

を

「

身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの

心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの

心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの

心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの

都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 27 及び 29 の項中

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 31 の項中

「
を

身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの

「

身体障害者等に係る電話料金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの
心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの
都心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 38 の 2 の項の次に次のように加える。

38 の 3 区 長	心身障害者の所有する自動車等に係る燃料購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者タクシー運賃等助成関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者リフト付タクシー予約料等助成関係情報であって規則で定めるもの

38の4 区 長	心身障害者に係るタクシーの運賃等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの
38の5 区 長	心身障害者に係るリフト付タクシーの予約料等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		心身障害者自動車等燃料購入費助成関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の39の2の項の次に次のように加える。

39の3 区 長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの
		精神障害者保健福祉手帳関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律に

	よる後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	区心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

個人番号を利用することができる事務等を定める必要がある。